平成２３年（フ）第５０６号
千葉県市川市原木１丁目16番24号
債務者　坂倉　春香（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５５５号
千葉市若葉区愛生町120番地５　雇用促進住宅愛生宿舎201号
債務者　高橋　一司
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５６１号
千葉県船橋市東船橋４丁目14番３号　アポロハイツ203号
債務者　鈴木　元
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５７６号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番12棟505号
債務者　葛西　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３９号
京都府亀岡市東別院町鎌倉見立19番地151
債務者　岩永　辰美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
札幌市西区西野９条６丁目４番10号
債務者　小村由理子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５７号
札幌市南区澄川６条３丁目２番５―808号
債務者　江渡　義象
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７２号
札幌市手稲区前田１条12丁目３番27号　ウイング112―202号
債務者　奥空　泉
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３９号
札幌市北区北23条西３丁目１番27号　ウエイトン23―605号
債務者　古谷　睦彦
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４６号
北海道北広島市大曲並木３丁目12番地４
債務者　本間　留美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３３号
札幌市西区発寒９条10丁目２番20―603号
債務者　武田　恵
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５８号
札幌市北区北８条西６丁目２番地６　シャンボール札幌707号
債務者　旭　啓吾
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７５号
札幌市中央区南６条西９丁目1018番地８　南６条ダイヤハイツ1007号
債務者　鈴木誠士郎
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９３号
札幌市南区真駒内緑町３丁目４番１―405号
債務者　大久保慶延
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９７号
札幌市北区北24条西17丁目２番13号
債務者　平岡　雅之
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９８号
札幌市北区北24条西17丁目２番13号
債務者　平岡貴美代
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０３号
札幌市豊平区平岸５条10丁目５番７号　八天庵平岸店
債務者　大澤砂由里（旧姓関川）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部